

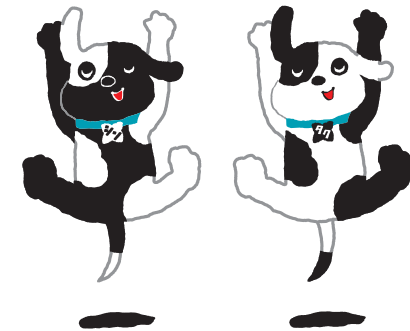
三井住友信託銀行 コンサルティング プラン

CONSULTING PLAN



現役世代の皆さまにお伝えしたい “そなえ”のポイント

- P.1 今後のライフイベントとお金のこと
- P.2 将来に向けて必要な「積立額」はいくら？
- P.3 住宅ローン控除期間が終了したら、繰上返済？
- P.4 「予測できるイベント」へのそなえ方
- P.5 税制優遇制度を活用した“ふやす”対策
- P.6 「万一の場合」など、予測できないイベントへの対策
- P.7 住宅ローンお借り入れによって変わるそなえの“カタチ”
- P.8 「予測できないイベント」へのそなえ方
- P.9 「万一の場合」、ローンの残債以外に気になること
- P.10 現役世代のお客さまのさまざまな夢や課題
- P.11 ワークシート



01

今後のライフイベントとお金のこと

予測できるイベントと予測できないイベントに分けて考えてみましょう！

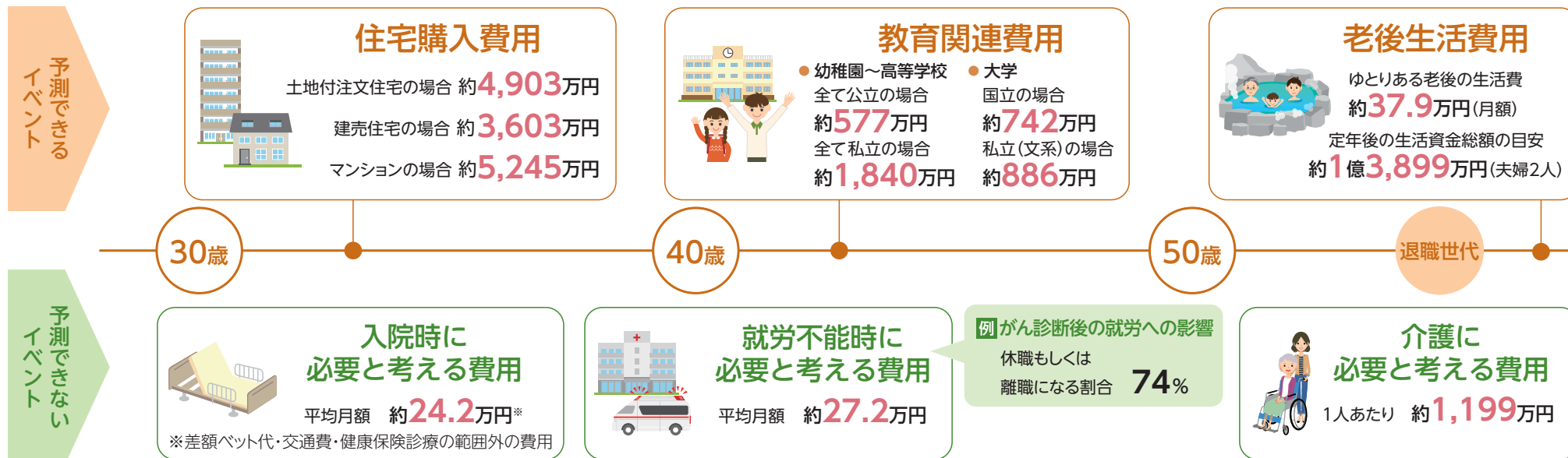
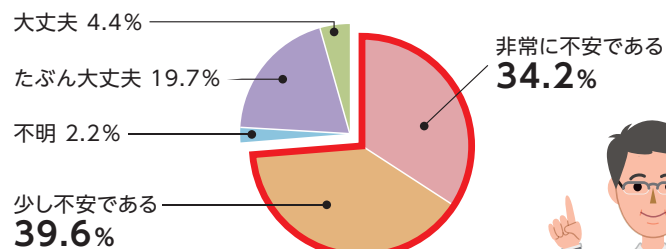


図1 世帯主の方に万一のことがあった場合の経済的なそなえに対する安心感・不安感(30代・40代)



世帯主の方に万一のことが発生した場合へのそなえを検討しておく必要があります

四捨五入、概数処理等により、占率の合計が100にならない場合があります

	対策済み	興味がある	
老後資金	☒	☒	予測できる イベントへのそなえ P.4
教育費	☒	☒	
(親・自身の)介護費・医療費	☒	☒	予測できない イベントへのそなえ P.6
(万一の場合の)住宅ローン返済	☒	☒	

データの出所等については、P.12 以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

将来に向けて必要な「積立額」はいくら？

お金が必要な時期から逆算して毎月の積立金額や利回りを導く「ゴールベース」という考え方が有効です

ワークシートにも挑戦！



給与などから生活費を引いた余裕資金はどうされていますか？ ☒ 預金口座にそのまま ☒ 投資などに自動振替 ☒ わからない

現在の余裕資金の状況を確認してみましょう

	①世帯年収(税引き前)		②年間支出(税等含む)	③年間資産形成額	④世帯金融資産額
30代の平均	平均 700 万円	—	平均 565 万円	平均 135 万円(11.2万円/月)	平均 646 万円
40代の平均	平均 794 万円	—	平均 681 万円	平均 113 万円(9.4万円/月)	平均 853 万円
50代の平均	平均 780 万円	—	平均 628 万円	平均 152 万円(12.6万円/月)	平均 1,084 万円
お客さま	万円	—	万円	万円(万円/月)	万円

今後の収支バランスに関する詳細なシミュレーションが可能です！担当までご相談ください

例 子どもの大学費用

目的	教育費 (私立大学、文系、4年制)
必要時期	18年後
目標金額	880万円
利回り・積立額	?

利回り(年)	積立額(月)
0%	4.1万円
1%	3.7万円
3%	3.1万円
5%	2.5万円



POINT 住宅ローン減税の還付金の用途はお決まりですか？

住宅借入金等特別控除の概要(新築かつ認定住宅等の場合)

入居時期	対象となる年末残高の限度額※1	控除率	控除期間	1年あたりの最大控除額
2022年1月～2023年12月	4,000万円～5,000万円	0.7%	13年	35万円
2024年1月～2025年12月	3,000万円～4,500万円	0.7%	13年	31.5万円※2

※1 省エネ性能が高い住宅ほど限度額が増加。

※2 子育て世帯や若者夫婦世帯においては限度額の上乗せがあります。住宅ローン減税の詳細については最寄りの税務署もしくは税理士にお問い合わせください。

住宅ローン控除期間終了後も、さまざまな選択肢があります。
ライフプランなどを総合的に考えて判断しましょう。ポイントはP.3へ



データの出所等については、P.12 以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

03

住宅ローン控除期間が終了したら、繰上返済？

住宅ローン借入期間中も返済と家計のバランスを定期的に確認しましょう

よくいただくお声



退職金が入りまとまった
手元資金ができたから、
住宅ローンを完済したい



住宅ローン控除が
終わったから、住宅ローンを
一部繰上返済しようかな



住宅ローンの金利が
上昇することを見据えて、
どう返済していけばいいのかな



手元資金を減らすのは
怖いから、温存しながら
資産運用してみたいな

お客さまの状況に近いものをチェックしてください

- ☒ 手元資金に余裕があるので、運用もあわせて考えたい
- ☒ 借入中の住宅ローンに疾病保障がついている
- ☒ 住宅ローン以外の保険(生命保険・医療保険等)の内容が充実している
- ☒ 住宅ローンの金利動向やご退職後の収支の変化などが気になっている

検討ポイント 家計と住宅ローン返済とのバランスを確認

借り入れを続ける	繰上返済する
メリット ✓ 団体信用生命保険や疾病保障による死亡・疾病時の保障 ✓ 手元資金を活用した将来のための運用	メリット ✓ 債務圧縮による心理的負担の軽減 ✓ 利息の支払い総額を抑制
デメリット ✓ 利息の支払いが継続 ✓ 返済に対する心理的負担の継続	デメリット ✓ 死亡・疾病リスクの高まりに反し、ローン付帯の保障がなくなる ✓ 手元資金が減る

04

「予測できるイベント」へのそなえ方

運用方法にはさまざまな手段がありますが、ゴールベースの計画的な貯蓄には「積立投資」が有効です
現役世代の皆さまには「時間」という味方もついています

お客さまのお考えをお聞かせください

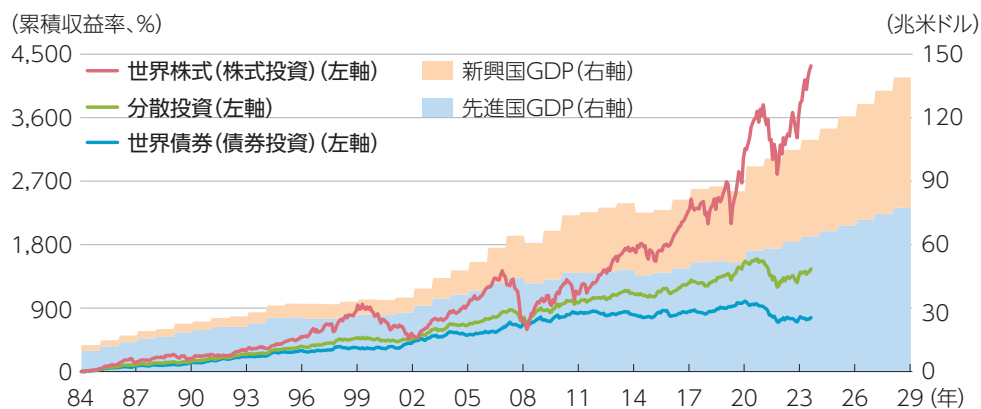
- ☒ 大きく下落するのは不安…
- ☒ どんな運用がいいのか分からない
- ☒ 管理や見直しに手間をかけたくない
- ☒ 高い収益に期待したい
- ☒ 着実に積み立てていきたい

ポートフォリオナビ

お客さまの目標や考えに応じたそなえ方を確認できます



図2 経済成長と債券・株式の動き



債券投資

相対的に変動は小さく、金利収入などによる安定収益が期待できます

分散投資

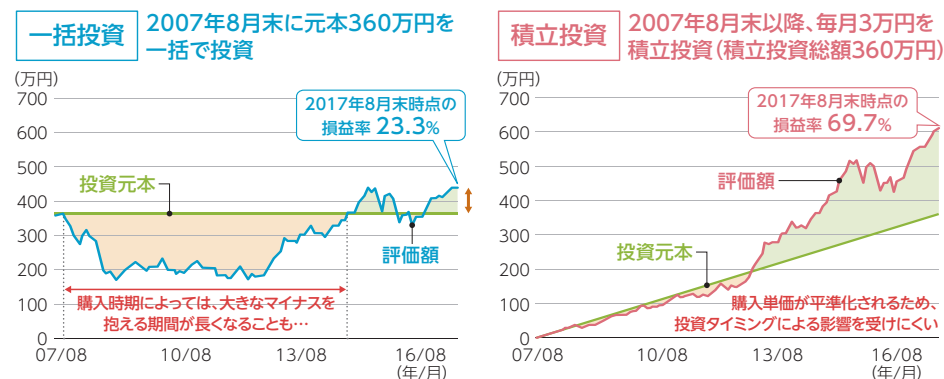
株式の上昇を捉えつつ、債券の安定収益にも期待できます

株式投資

短期的な変動は大きいですが、中長期的に高い収益が期待できます

「積立投資」を活用した資産運用の工夫

図3 日本株式に投資した場合の一括投資と積立投資の比較
(2007年8月末～2017年8月末)



お気持ちに合わせた資産運用の運用例

時間をかけて運用はできるけど、手もと資金の不安もあるし無理のない範囲で考えたいな



こつこつ投資と投資金額の調整で、手もと資金を確保しつつ将来資金の準備!

投資期間20年(投資総額1,800万円)



資産形成では、税制優遇制度を活用することも重要です。NISA制度や、生命保険料控除対象の生命保険の活用についてはP.5をご覧ください。詳細は担当者にご相談ください



データの出所等については、P.12 以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

税制優遇制度を活用した“ふやす”対策

資産形成では税制優遇制度を活用することも重要です。NISA制度や生命保険料控除、iDeCoの制度について確認し、ご自身にあった制度の利用を検討してみましょう。

主な税制優遇制度を比較

		個人型確定拠出年金 (iDeCo)			NISA制度	個人年金保険
税 メ リ ッ ト	買付(拠出)/ 申込時	掛金全額所得控除			—	生命保険料控除
	運用時	運用益非課税*1			運用益非課税	—
	売却(受取)時	退職所得控除または公的年金等控除が適用				
利 用 条 件	利用できる人	65歳未満			18歳以上*4	—
		第1号被保険者 (自営業等)	第2号被保険者 (会社員、公務員等)	第3号被保険者 (専業主婦(夫)等)	国内居住者	—
	買付(拠出)額 の上限	月額6.8万円*2	月額1.2万円～ 月額2.3万円*3	月額2.3万円	生涯非課税投資枠 1,800万円 (うち成長投資枠は 最大1,200万円まで)	—
	受取時の条件	原則60歳まで払い出し不可			いつでも 払い出し可	原則満期時 受取開始
	口座開設の 制限	1人1口座のみ			1人1口座のみ	—

*1 資産残高に対して別途特別法人税が徴収されますが、2024年8月現在では課税が凍結されています。

*2 国民年金付加保険料または国民年金基金の掛金との合算枠。

*3 会社に企業年金がない会社員は月額2.3万円。企業型確定拠出年金に加入しており、会社に他の企業年金がない会社員は月額2万円、企業型確定拠出年金に加入しており、会社に他の企業年金がある会社員は月額1.2万円ですが、企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の同時加入は、企業型確定拠出年金においてマッチング拠出を実施していない場合に限り可能です(2024年12月1日から月額2万円)。企業型確定拠出年金に加入していないが、会社に企業年金がある会社員は月額1.2万円、公務員等は月額1.2万円(2024年12月1日から月額2万円)。

*4 NISA口座を開設する年の1月1日において18歳(1月2日がお誕生日の方を含みます)以上の方が利用できます。

「生命保険料控除」

契約が2012年1月1日以降の保険契約の場合

控除の種類	控除限度額 (各種の年間の 支払保険料が それぞれ 8万円以上の場合)		対象となる主な 保険商品	生命保険料 控除の 利用状況
	所得税	住民税		
一般生命保険料控除	40,000	28,000	終身保険など	69.1%
介護医療保険料控除	40,000	28,000	医療保険など	56.1%
個人年金保険料控除	40,000	28,000	個人年金保険など	16.5%
全体(3つの控除合計)	120,000	70,000	—	73.4%

※控除の種類は商品によって異なります。詳細はパンフレット・約款などをご確認ください。

ご存じ
ですか?

生命保険を活用した資産形成の工夫

生命保険は、一定の条件のもと生命保険料控除を受けることができます。
その中の一つである個人年金保険は、将来に向けての資金を準備するのに適した仕組みですが、**約17%**の人にしか活用されていません。
資産形成の方法の検討時には、税制のメリットもあわせて検討しましょう。

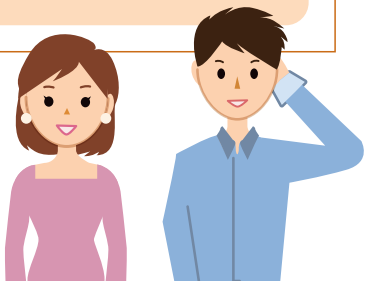
「万一の場合」など、予測できないイベントへの対策

万一のことが発生した際のそなえについてもあらかじめ検討しておくことが重要です

念願のマイホーム！
こんなお気持ちありませんか？



- 病気や、万一の場合の心配はあるけれど、その時に考えれば大丈夫かな
- 住宅購入関連の手続きや、仕事で忙しくて余裕がなかったな…落ち着いてから色々考えればいいかな
- 何を考えなくてはいけないのかわからない



そのまま「万一の場合」などが発生したら…



住宅ローンの返済

病気で収入減となったが、住宅ローンの返済は続くため、治療費と住宅ローン返済で負担が大きくなった

✓ 住宅ローンの返済に対応



住宅ローン
付帯保険

詳細はP.7へ

生活費や教育費の負担

住宅ローンの残債は免責となったが、十分な生活費や教育費を残すことができなかった

✓ 生活費や教育費などに対応



個人保険

詳細はP.7・8へ

自宅(不動産)の権利

自宅が共有名義となっており、その後の手続きや管理に大きな負担が発生した

✓ 自宅などの承継に対応



遺言書

詳細はP.9へ

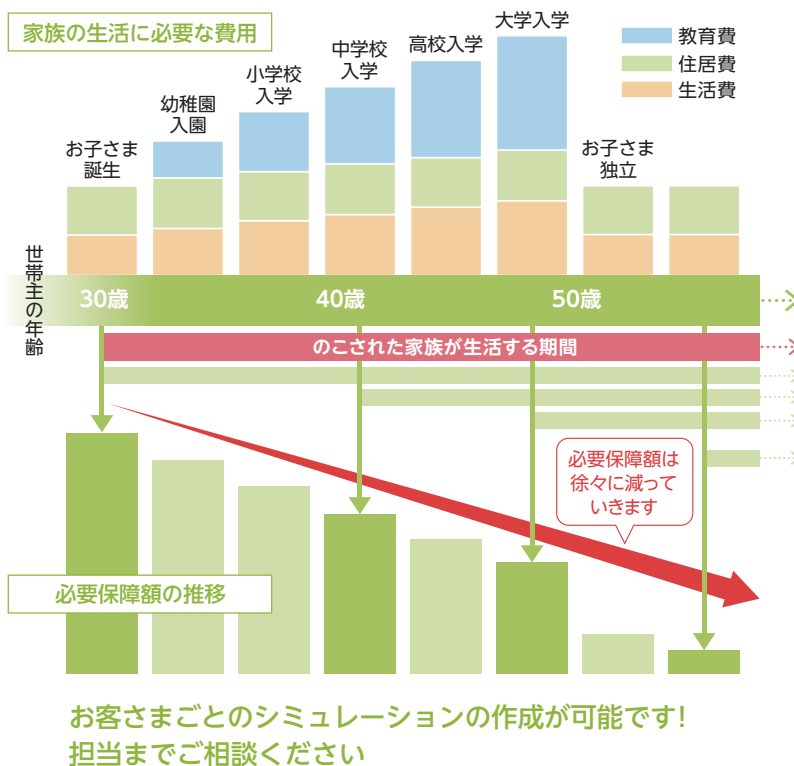
07 住宅ローンお借り入れによって変わるそなえの“カタチ”

つつい放っておいてしまう保障。住宅ローン借り入れは絶好の見直しのタイミングです

住宅ローン付帯保険と個人保険の違い

将来必要となる 主な支出	世帯主がそなえるべき リスク(例)	リスクをカバーする (例)	
 住宅ローンの返済 (住宅ローン残高)	死亡・高度障害 がん・ その他の病気やケガ	団体信用生命保険 疾病保障特約	住宅ローン 付帯保険
 毎月の生活費 (病気による就業不能時など)	死亡・高度障害 がん・ その他の病気やケガ	収入保障保険 がん保険・医療保険	個人保険
 お子さまの教育費など まとまった支出	死亡・高度障害	定期保険 学資保険	
 死後の整理資金	死亡・高度障害	終身保険 定期保険	

必要保障額の変化のイメージ



加入済み保険と住宅ローンの保障の重複や必要保障額の確認を行い、不足している保障へのそなえと将来のための積立についても検討されてはいかがでしょうか。



「予測できないイベント」へのそなえ方

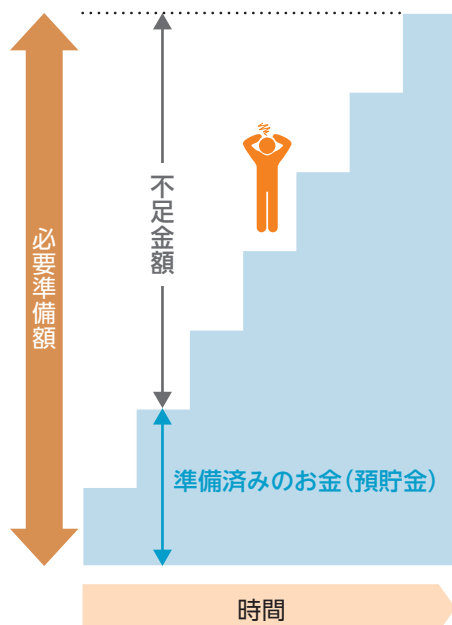
突如として発生する万一の場合へのそなえには、預貯金での準備に加え、保険を活用したそなえが有効です

保険を活用したそなえの考え方

病気・ケガ・介護などで発生する想定外の支出に対して、「保険」を活用し万一の支出にそなえるという考え方

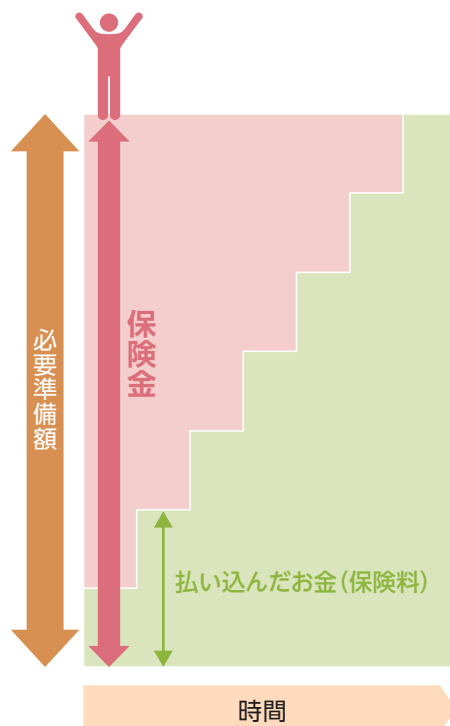
預貯金で準備した場合

いざというとき、
必要準備額に不足する場合も…



保険で準備した場合

いざというときが、いつ訪れても安心!



病気・ケガ・がんなど 治療にかかる必要金額

直近の入院時の
1日あたりの自己負担費用
平均 約**20,700**万円

直近の入院時の入院日数
平均 約**17.7**日

治療費に加え、公的医療保険制度適用対象外の食費代・差額ベッド代・交通費なども自己負担となります



万一の場合 1世帯あたりの1カ月平均支出(2人以上世帯)

40歳未満 約**27**万円

40歳代 約**32**万円

1カ月あたりの生活にかかる費用は、
約**29**万円前後です。遺族年金との差額を
確認してそなえを検討しましょう



図4 遺族年金早見表

平均標準 報酬月額	会社員のケース			
	妻と子1人		妻と子2人	
	年額	月額	年額	月額
30万円	1,504,654円	125,387円	1,733,354円	144,446円
40万円	1,664,973円	138,747円	1,893,673円	157,806円
50万円	1,825,290円	152,107円	2,053,990円	171,165円
60万円	1,985,608円	165,467円	2,214,308円	184,525円

データの出所等については、P.12 以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

「万一の場合」、ローンの残債以外に気になること

残債は「**団体信用生命保険**」でカバーされますが、ご自宅はどうなるでしょうか？

万一の場合、
ご自宅の名義はどうされますか？

- ☒ A. 決めていない、考えたことがない
- ☒ B. 問題ない(なんとかなる)と思う
- ☒ C. 配偶者(身近な親族)に任せる
- ☒ D. 弁護士・司法書士などに任せる

信頼できる専門家を探す手間や費用がかかります。また、複数の相続人がそれぞれ別の専門家に依頼して混乱することもあります



相続発生後は、A・B・Cいずれも、以下の対応が必要です

全ての法定相続人による「遺産分割協議」



お子さまがいないご夫婦

配偶者と親(親がいない場合は兄弟姉妹)が分割協議

独身でお子さまのいない方

親がいない場合は兄弟姉妹が分割協議

未成年のお子さまがいるご夫婦

家庭裁判所に子の特別代理人の選任を申立てなければならない(当該代理人が分割協議に参加)

遺産分割協議は、全員が揃うだけでも一苦労
また、協議が不調な場合は**調停や裁判**へ



スムーズにご自宅を遺す方法

遺言書で自宅の相続人を決めておけば、安心です

当社では、さまざまな年代のお客さまのニーズに合わせた遺言商品を取り揃えており、**中でも当社住宅ローンお借り入れのお客さま限定で無料のサービス(ハウジングウィル、留意事項はP.13)をご用意しています**



ご紹介動画はこちら



現役世代のお客さまのさまざまな夢や課題

「ご資産」や「家族関係(想い)」の変化に伴い、お客さまのお悩みも刻々と変わっていきます
当社では、半年に1回、1年に1回と、定期的なご相談の機会をいただき、お悩みの解決に役立ちたいと考えています

将来に向けてのそなえ

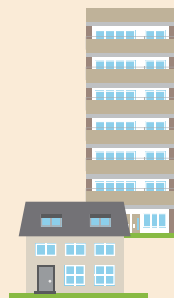
検討 解決済



- ☒ ☐ 子どもの教育にはしっかりとお金をかけていきたい
- ☒ ☐ セカンドライフは趣味や旅行を楽しみたい
- ☒ ☐ 年金に不安を感じている

保有資産の有効活用

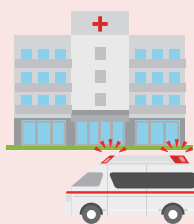
検討 解決済



- ☒ ☐ 資産運用や投資用不動産の購入を検討したい
- ☒ ☐ 遊休地の管理が面倒なため、見直しを考えたい
- ☒ ☐ 自宅について住み替えや建て直しを検討したい

もしもの場合へのそなえ

検討 解決済



- ☒ ☐ 病気になったときにお金のことを気にしたくない
- ☒ ☐ 長期間仕事を休まざるを得ない場合の生活費にそなえたい
- ☒ ☐ 万一のときに自宅の相続で揉めたくない

親の相続・介護へのそなえ

検討 解決済



- ☒ ☐ 親が自分や子どもに贈与を検討(実施)している
- ☒ ☐ 介護状態となってしまった場合のお金の管理や介護にかかる費用が心配
- ☒ ☐ 親から相続する予定の資産(不動産、株式)に不安がある(把握していない)

住宅ローンご利用のお客さま限定子育てサポートサービス※

お子さまの
ご誕生

6歳の
誕生日

15歳の
誕生日

※ご利用には条件がございます。詳しくは当社HPをご確認ください。



平日15時以降や休日も営業しております。

ご相談は、**オンライン・ご来店**などで承っております。

また、**電子メール**でのご連絡もお待ちしております。

ご予約は
こちらから



ワークシート セカンドライフに必要な資金を確認しましょう!

STEP1 現在の貯蓄と、退職金制度などの金額を確認

金融資産

預貯金 万円

将来受け取り
予定の保険 万円

加入状況

- | | |
|--|--|
| ☒ 医療保険 | ☒ がん保険 |
| ☒ 終身保険 | ☒ 介護保険 |
| ☒ 定期保険 | ☒ 収入保障保険 |
| ☒ 個人年金保険 | ☒ その他() |

運用商品 万円

内訳

投資信託	万円
有価証券	万円
外貨建資産	万円
その他	万円

負債

住宅ローン・
アパートローンなど 万円

退職金制度など

退職一時金 万円

DC 万円

DB 万円

STEP2 退職後の収支をイメージ

$$\left[\begin{array}{c} \text{公的年金} \\ \text{万円/月} \end{array} - \begin{array}{c} \text{生活費} \\ \text{万円/月} \end{array} \right] \times 12\text{か月} \times \text{老後} \\ \text{40年間} = \begin{array}{c} \text{① セカンドライフの収支} \\ \text{万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{c} \text{①} \\ \text{万円} \end{array} - \left[\begin{array}{c} \text{預貯金} \\ \text{万円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{退職金} \\ \text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{負債} \\ \text{万円} \end{array} \right] = \begin{array}{c} \text{② セカンドライフ全体の} \\ \text{不足金額} \\ \text{万円} \end{array}$$

簡易計算結果に加味
されていない医療費
や介護費、インフレに
よる支出増加にも注
意が必要!

セカンドライフに
向けた積立金額

$$\begin{array}{c} \text{②} \\ \text{万円} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{60歳までの年数} \\ \text{年} \end{array} \div 12\text{か月} = \begin{array}{c} \text{1か月あたりの必要積立金額} \\ \text{万円} \end{array}$$

【参考】

老後の収入の例(年金別)

(世帯主が会社員・配偶者が主婦(夫)の場合)

	夫婦二人の期間 (月額)	配偶者一人の期間 (月額)
☒ 会社員(厚生年金・国民年金)	約23.3万円	約13.3万円
☒ 自営業(国民年金)	約13.3万円	約6.5万円

支出のタイプ

一般タイプ	ゆとりタイプ
平均月額 約23.2万円	平均月額 約37.9万円
年額 約278.4万円	年額 約454.8万円

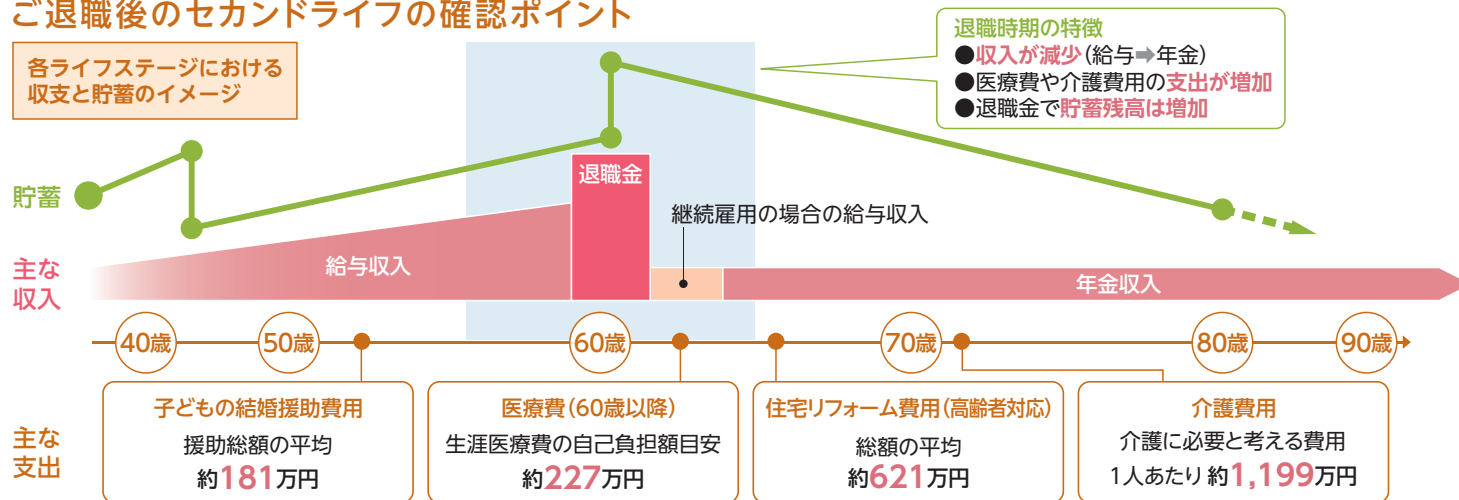
支出総額の増加率

(毎年2%のインフレが続いた場合)

10年間	111.7%
20年間	123.9%
30年間	137.9%
40年間	154.0%

ご退職後のセカンドライフの確認ポイント

各ライフステージにおける
収支と貯蓄のイメージ



☒ 公的年金・企業年金の仕組み

☒ 自宅の住み替え、リフォームの必要性

☒ セカンドライフの過ごし方

☒ セカンドライフに必要な保障

三井住友信託銀行アプリ

アプリで創る、お金のミライ

Smart Life Designer

スマートライフデザイナー

シミュレーション

家計簿機能

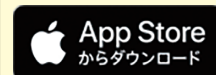
情報提供機能

インターネットバンキング



将来必要となるお金の試算、家計の管理など充実の機能！
インターネットバンキングにもボタン1つでログインできます

アプリのダウンロードはこちらから



各データの出所

■P.1 <住宅購入費用>住宅金融支援機構「2023年度フラット35利用者調査」より当社作成。<教育関連費用>文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」、「令和5年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」、「国立大学と私立大学の授業料等の推移」、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」(令和3年度)、(独)日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査結果」より当社試算。大学は下宿・アパート等に居住の場合で、内訳は、入学金、授業料、施設設備費、生活費、自宅外通学を始めるための費用。<老後生活費用>厚生労働省「令和5年簡易生命表」、(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」、夫60歳、妻55歳時点の平均余命にて当社試算。なお、妻1人期間の生活費用は2人の生活費×70%にて計算。<入院時に必要と考える費用>(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」より当社作成。<就労不能時に必要と考える費用>(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」より当社作成。<がん診断後の就労への影響>国立がん研究センターがん対策情報センター厚生労働省委託事業「患者体験調査報告書 平成30年度調査」より当社作成。<介護に必要と考える費用>(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」より当社作成。【図1】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」より当社作成。

■P.2 <余裕資金の状況(30代平均、40代平均、50代平均)>三井住友トラスト・資産のミライ研究所「住まいと資産形成に関する意識と実態調査」の調査結果より当社作成。2024年1月調査結果。②年間支出(税等含む)は、①世帯年収(税引き前)と③年間資産形成額から推計。<住宅ローン控除>財務省「住宅ローン控除の拡充(令和6年度改正)」より当社作成。

■P.4 【図2】Bloombergのデータをもとに作成。「先進国名目GDP」「新興国名目GDP」:IMF“World Economic Outlook Database, April 2024”(推定値を含む、米ドルベース)、期間:1984年~2029年(2024年以降は予測値)。「世界債券」:FTSE世界国債インデックス(含む日本、米ドルベース)、「世界株式」:MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(ブロード、米ドルベース、1987年まではMSCIワールド・インデックスを使用)、「分散投資」:世界債券7:世界株式3の比率の合成指数(分散投資の一例として掲載)、いずれも1984年12月末~2024年7月末までの累積収益率。【図3】Bloombergのデータをもとに当社試算、日本株式:TOPIX配当込み。

■P.5 国税庁ホームページ「生命保険料控除」より当社作成。2024年8月末日時点。<生命保険料控除の利用状況>国税庁長官官房企画課「令和4年分民間給与実態統計調査結果」より当社作成。※対象は給与所得者のうち納税者。各控除の利用率は、現在の制度分類における集計を基に作成。

■P.8 <直近の入院時の1日あたりの自己負担費用>(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」より当社作成。※過去5年間に入院し、自己負担額を支払った人をベースに集計。※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。<直近の入院時の入院日数>(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」より当社作成。※過去5年間に入院した人。<1世帯あたりの1カ月平均支出(2人以上世帯)>総務省「家計調査報告(家計収支編)2023年(令和5年)」より当社作成。【図4】令和6年度の公的年金制度に基づいて作成しています。各年金額は平成16年改正法の定める本来水準により新規裁定者(67歳以下)の価格で算出していますが、計算上の値であり、実際の給付額を保証するものではありません。遺族厚生年金の計算にあたっては、夫の厚生年金加入期間を25年(平成15年3月以前を42カ月、平成15年4月以降を258カ月)としています。また、平成15年4月以降の総報酬制の反映のため、賞与を年間給料総額の30%の前提とし、平均標準報酬月額から平均標準報酬額を割り出して年金額を算出しています。子とは、18歳年度末を迎えるまで(または20歳未満で障害等級1級・2級の状態)の未婚の子のことです。遺族年金の支給条件等の詳細は、市町村役場、年金事務所等にお問

い合わせください。

■P.11 <老後の収入の例(年金額)>(公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド2024年6月改訂」より当社作成。年金額算出条件:<会社員>夫:昭和43年4月生まれ(56歳)。22歳で就職、60歳で退職予定。厚生年金・国民年金ともに38年加入予定。平均年収500万円、年間賞与は全月給の30%。平均標準報酬月額32.1万円、平均標準報酬額41.7万円。妻:昭和47年5月生まれ(52歳)。20歳で就職し、30歳で退職、その後専業主婦。厚生年金に10年、国民年金に40年。在職中の平均年収は300万円、年間賞与は全月給の30%。在職中の平均標準報酬月額19.2万円。<自営業>夫:昭和62年4月生まれ(37歳)。大学卒業後、フリーのイラストレーター。国民年金のみ40年納付予定。妻:平成元年4月生まれ(35歳)。大学卒業後、フリーのデザイナー。国民年金のみ38年納付予定。<支出のタイプ>(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」より当社作成。<介護に必要と考える費用>(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」より当社作成。<子どもの結婚援助費用>株式会社リクルート「ゼクシィ結婚トレンド調査2023調べ」より当社作成。結婚費用(結納、挙式、披露宴・ウエディングパーティー、二次会、新婚旅行)に対する親・親族からの援助総額<医療費>厚生労働省「医療保険に関する基礎資料~令和3年度の医療費等の状況~」より当社算出。<住宅リフォーム費用>国土交通省「平成25年住生活総合調査」より当社作成。リフォーム工事の例:階段や廊下の手すりの設置、屋内の段差の解消、浴室の工事、トイレの工事など。<介護費用>(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」より当社作成。

証券(投資信託・国債)口座に関してご注意いただきたい事項

●当社では、有価証券のお取引にあたっては、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。

投資信託に関してご注意いただきたい事項

■投資信託におけるリスクについて

●投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。

■投資信託にかかる費用について

●投資信託のご購入、換金にあたっては各種費用(申込手数料、信託財産留保額等)が必要です。また、これらの費用とは別に信託報酬と会計監査費用、証券取引に伴う売買委託手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく費用はこれらを足し合わせた金額となります。●これらの費用は各投資信託およびその通貨・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の費用の詳細は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等でご確認ください。

■その他重要なお知らせ

●投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。●預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。●ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。●投資信託をご購入の際は、最新の「契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)」を必ずご確認ください。これらは当社本支店等にご用意しています。●当社は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

NISA制度（少額投資非課税制度）およびNISA口座のご注意事項

■NISA制度（少額投資非課税制度）およびNISA口座のご注意事項

●NISA口座は、全ての金融機関を通じて一人一口座しか開設できません。（1年単位で金融機関変更可能）●非課税口座開設届出書により開設したNISA口座について、二重開設が判明した場合は買付した投資信託は当初から課税口座で買付けたものとして取り扱われ、当該投資信託から生じる配当所得や譲渡所得等は遡及して課税されます。●NISA口座には、特定累積投資勘定（以下つみたて投資枠）と特定非課税管理勘定（以下成長投資枠）の2つの勘定が同時に設定されます。年間投資枠はつみたて投資枠は120万円、成長投資枠は240万円までです。●生涯に利用できる非課税保有限度額はつみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円）までです。また、非課税保有限度額は購入金額（簿価金額）で管理されます。●当社におけるつみたて投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした長期の積立・分散投資に適した公募株式投資信託のうち当社がつみたて投資枠で投資可として選定したものに限ります。また、投資方法は積立投資に限られます。●当社における成長投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした安定的な資産形成に適した公募株式投資信託のうち、当社が成長投資枠で投資可として選定したものに限ります。上場株式や上場投資信託（REIT・ETF）等は取り扱っていません。●非課税枠で購入した投資信託を売却した後、売却した投資信託が利用していた非課税保有限度額分については翌年以降に再利用することが可能です。ただし、1年間で利用できる投資枠の上限は決まっているため、年間投資枠の上限を超える非課税枠の利用はできません。また、年間投資枠の残枠を翌年に繰り越すことはできません。●NISA口座の損失は税法上ないものとされ、損益通算・繰越控除はできません。また、分配金のうち非課税となるのは普通分配金に限られます。●つみたて投資枠で保有する公募株式投資信託について、当社から信託報酬等の概算値を年1回通知します。また、つみたて投資枠を設けた日から10年後、および以後5年ごとに、当社から、氏名・住所の確認を行います。氏名・住所の確認ができない場合、NISA口座での新たな投資はできません。

生命保険に関してご注意いただきたい事項

●生命保険商品には、各種相場環境等の変動等を要因として投資対象の価格変動等により損失が生じ、お受取金額が投資元本を割り込むおそれがある商品もございます。●また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象外であり、元本および利回りの保証はありません。●お客さまにご負担いただく費用には、「ご契約時にかかる費用」「保険契約関係費用」「運用関係費用」「解約控除費用」「その他費用」がございます。●なお、費用等の合計額・計算方法等については、商品・投資金額・運用状況等によって異なりますので、表示することができません。●リスクおよび費用等の詳細は、各商品の契約締結前交付書面またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

ハウジングウィルに関する留意事項

●自筆証書遺言はお客さまご自身で見本を参考にすべて自署いただいたうえで押印して作成ください。●自筆証書遺言に財産目録（自宅の情報を記載したもの）を添付する場合は、原則として登記情報に署名、捺印したものをご利用ください。●三井住友信託銀行は、お客さまの自筆証書遺言を封緘した状態でお預かりします。●本サービスでお預かりする自筆証書遺言の、法律上の要件の充足状況については、チェックリスト等を用い、お客さまご自身に確認いただきます。また、自筆証書遺言の対象は自宅に限定していますが、財産状況によっては相続人に遺留分侵害請求権が発生し、当該相続人から遺留分侵害請求される可能性があります。三井住友信託銀行は、本サービスでお預かりする自筆証書遺言の有効性や内容について責任を負いません。●ご親族等と将来ご相続にあたって紛争となる懸念が高い場合は、自筆証書遺言をお預かりすることはできません。●お客さまには、予め「死亡通知者」をご指定いただけます。「死亡通知者」には、本サービスご契約時に当社へ承諾書をご提出いただきます。「死亡通知者」には、お客さまの相続開始時に当社へお客さまの死亡を通知いただき、検認手続きに要する実費（戸籍謄本費用等）をご負担いただきます。●本サービスでお預かりする自筆証書遺言については、検認申し立て後、お客さまに予めご指定いただく「遺言書交付指定者」へ交付します。●本サービスでお預かりする自筆証書遺言は、無料で入れ替え可能です。●お客さまの家族状況、資産状況等の変更により、お預かりしている自筆証書遺言の内容がお客さまのご意向にそぐわなくなった際に、お客さまが自筆証書遺言を書き換えしなかった場合、三井住友信託銀行はその責任を負いません。●本サービスのご契約の際、当社所定の方法によるメールアドレスのご登録が必要になります。●本サービスは中途解約可能です。●相続が発生することなく住宅ローンが完済となった場合には、自筆証書遺言はお客さまご本人に返却し、本サービスは終了します。

スマートライフデザイナーに関してご注意いただきたい事項

●不正アプリ（偽アプリ）ダウンロード防止のため、本アプリは「App Store」、「Google Play」からダウンロードしてください。●本アプリのダウンロードおよび利用は日本国内に限ります。●本アプリの利用可能時間や利用推奨環境は当社ホームページまたは各アプリストアの記載をご確認ください。●機能や特徴は、今後予告なく変更する場合があります。●App Storeは、Apple Inc.の商標です。●Google PlayはGoogle LLCの商標です。●掲載のアプリ画面は実際のものとは異なる場合があります。●インターネットバンキングへのログインや生体認証のご利用には事前設定が必要です。●Apple ロゴ、Face IDは、Apple Inc.の商標です。●Google PlayロゴはGoogle LLCの商標です。

公的年金・税務に関してご注意いただきたい事項

公的年金に関しては2024年8月末日現在の制度に基づいており、将来変更になる可能性がございます。個別のご相談につきましては、年金事務所または社会保険労務士などにご相談ください。税務に関しては2024年8月末日現在の税制に基づいており、将来変更になる可能性がございます。個別のご相談につきましては、所轄の税務署もしくは税理士などにご相談ください。

個人情報の取り扱いについて

ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、各種金融商品・信託商品・サービスのご相談に関する参考資料としてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。また、お客さまの同意がある場合を除き、第三者へ提供いたしません。三井住友信託銀行はお客さまの個人情報の適正な管理に努めます。

■本資料について

●本資料は2024年8月末日現在の情報を基に作成しております。作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取り扱いが変更になる可能性があります。●本資料は情報提供の一環として作成するものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。個別の法務・税務の取り扱い等については、弁護士、税理士等専門家や、最寄りの税務署にご確認・ご相談ください。●本資料の無断複製、複写、転載はご遠慮ください。

本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

販売会社に関する情報

商号等:三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

2024年10月1日
P2442-07

UD
FONT
by MORISAWA